

## 性犯罪被害者の実名報道についての提言

—木下あいりちゃんにご遺族に敬意を表して—

平成18年8月

犯罪被害者家族の会 Poena

会長 小林邦三郎

性犯罪に対する社会の理解がきわめて不十分な現状において、これまで幼児・児童に対する性犯罪を直視することを避け、加害者に与えられる刑罰が不当に軽減されてきたのではないかという疑問が常に残っておりました。

もちろん私たちは、性犯罪の被害者のプライバシー保護は最優先されるものであると考え、これまでも被害者の尊厳を踏みにじるような報道に対しては個別の報道機関に抗議もしてまいりました。しかし残忍・卑劣な子どもへの犯罪が繰り返され、抵抗できない幼い子どもを狙った性犯罪の増加は、最近の犯罪情勢を象徴する現象のひとつであり、家庭・学校を中心に地域の大きな不安を与えています。

警察庁の追跡調査によると、昭和57年から平成9年にかけて小学生以下の女兒らを襲った強姦事件容疑者の506人のうち240人が摘発後に強姦などの性犯罪を起こしており、その再犯率は47.4%にもなります。

しかしそもそも「被害者の泣き寝入り」が多い性犯罪においてこれまで警察の関心は低く、年間1万5千件以上発生する強姦、わいせつ罪等に対し、実際に裁判で刑務所に入る者は1000人にも満たず、100人の犯人に対し94人は何の矯正もないまま普通に暮らしている現実があり（平成16年版犯罪白書より）、小さな子どもや弱い女性をどこからか狙っている異常な「犯罪者」を放置してきた国家の責任が問われるべきでしょう。最近の凶悪事件も、性的ないたずら目的から犯行がエスカレートしたものと見られ、最初の犯罪での厳しい処罰、出所後の監視があれば防げたかもしれないのです。

警察・報道の配慮により「広島女兒殺害事件」として、被害者を匿名としたこれまでの報道に対し、一審判決を前にしてご遺族が実名報道を望まれたことは大きな決断です。事件後ご遺族の身に降りかかった様々なご不幸は、同じく被害者となった私どもには容易に察することができます。しかしあえて被害者の氏名、写真を公表することによって失った命の重さを訴え、その人生、家族の人生までも奪った犯人の罪の大きさを社会に問うことを選ばれたのでしょうか。

そうしたご英断に疑問を投げる人々が一部に存在することは残念なことです。今回の行為によってさらに「真実の報道」の必要性和「実名報道」の重要性が問われ、犯罪被害者が自ら名乗り出て闘うことの意義が理解されていくに違いありません。そうした勇気こ

そが様々な法制度の改正に繋がるものであり、犯罪被害者に対する日本の風土を変えていくものだと思っています。

ご遺族の願いが届き、一審では「死刑判決」が下されるものと信じておりましたが、無念の「無期懲役」判決に残念でなりません。しかし広島地検が「量刑不当」として広島高裁に控訴したことは多くの国民の良識に応えたものと評価するものです。この事件はこれから先、「木下あいりちゃん事件」として私たちは忘れないでしょう。この裁判を通して子どもに対する性犯罪の厳罰化、再犯防止体制の強化を国に求め、ご遺族の闘いを徒にしてはならないという思いを強くしました。

私たち犯罪被害者家族の会 Poena は、父親の木下建一様に手紙ではありますが、今後の裁判に向けた活動に出来る限りご支援させていただきたいとお伝え申し上げました。あいりさんのご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の願いが必ずや聞き届けられますことをお祈り申し上げます。

以上